# 令和4年8月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

- 1. 開催日時 令和4年8月26日(金) 9時00分開会
- 2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
- 3. 出席委員 13名

職名	議席 番号	氏 名	職名	議席 番号	氏 名
会 長	4番	脇田 峰生	委員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	欠席	委員	10番	牛越 紀幸
委 員	2番	中村裕臣	委員	11番	岩本 延男
委 員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委 員	6番	鮫島 繁樹	委 員	13番	日笠山 昭代
委 員	7番	深田 広文	委 員	14番	坂本 江里子

- 4. 欠席委員 1名 1番 日髙 仙三
- 5.議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名
  - 第 2 報告第8号 合意解約等について
  - 第 3 議案第35号 農地法第3条の規定による許可について
  - 第 4 議案第36号 非農地証明について
  - 第 5 議案第37号 あっせんについて
  - 第 6 議案第38号 農用地利用集積計画策定に係る意見について
  - 第 7 議案第39号 西之表市農業委員会会議規程の一部改正について
  - 第 8 議案第40号 西之表市農業委員会傍聴規程の制定について

# 〇事務局

皆さん、おはようございます。

本日は日高仙三委員が体調不良ということで、欠席ということになっております。

それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これから令和4年8月西之表市 農業委員会定例総会を開会いたします。

なお、会議中は、携帯電話の電源をお切りになるかマナーモードに設定するかお 願いします。

また、退席する際は、議長の許可をもらってから退席くださるようお願いいたします。

開会にあたり、会長に御挨拶をいただき、その後、議事進行をお願いします。

# 〇会長

皆さん、おはようございます。

令和4年8月西之表市農業委員会定例総会につきまして、委員、推進委員の皆さ んには、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、慌ただしくお盆も過ぎまして、皆さんにおかれましては、まだ利用状況調査に頑張っていただいていることと思います。

しかし、まだまだ、日差しも強く、温度湿度ともに、非常に高い状態が続いております。熱中症に気をつけていただきまして、水分補給をしっかりしながら、頑張っていただきたいと思います。

また、皆さん御存じのように、新型コロナこれも第7波に入ったところで、非常に毎日30人とか20人とか、陽性になっておりますので、これまで同様ますます、手洗い、またマスクの着用等で感染予防をして活動に頑張っていただきたいと思います。

また、本年産の米でございますけれども、非常に出来の良かった圃場と、悪かった圃場と差が出ているようです。開花時期に雨が降ったとかそういうのもありますけれども、イモチ病がかなり最近珍しく、発生しているところがあったようです。

また、サツマイモの青果用ですけれども、早掘りにつきましては、基腐病に罹患したものの抜取り、また消毒を徹底したところは現在、収穫されておりますけれども、非常に良い圃場もあるようです。単価も収穫の早いところは、50円ほど値上げをしていただきまして、220円で取引がされているようでございます。またそれに伴いまして、基腐病の残渣処理、この処理場を市内8か所に増やしているようです。

また、8月5日に開催されました熊毛地区畜産共進会、が開かれたんですけれども、熊毛地区の代表として、西之表の畜産農家から1頭、選抜されたようでございます。熊毛地区の代表ということですので非常に輝かしいことかなと思います。また、これが引き続き10月6日から10日、にかけまして霧島市で、全国和牛能力共進会が開催されます。全国の共進会に向けた県代表を決める全共鹿児島県最終予選会が8月28日から29日、これが姶良中央家畜市場で行われるそうでございます。ここに西之表から1頭代表で出ていくようです。頑張っていただきたいと思います。

以上で簡単ですけれども開会の挨拶といたします。

# 〇議長

それでは、ただいまより、本日の定例総会を開催いたします。

皆様には議事運営がスムーズにいきますよう、協力をよろしくお願いいたしま す。

本日の日程は配付しております議事日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。2番、中村裕臣委員、3番、中村逸夫委員を指名いたします。 よろしくお願いします。

続きまして日程第2、報告第8号「合意解約等について」事務局の報告をお願い いたします。

# 〇事務局

日程第2、報告第8号「合意解約等について」を説明いたします。資料は1ページから2ページです。

今月の合意解約は、1番から8番の8件で、台帳現況地目田、1筆、2,437 平米、台帳現況地目畑、11筆、25,439平米、合計面積27,876平米の合 意解約がありました。

以上で説明を終わります。

# 〇議長

ありがとうございました。続きまして日程第3、議案第35号「農地法第3条の 規定による許可について」を議題といたします。

議案説明の前に「整理番号2」は、9番委員の配偶者が利用設定、利用権設定を 受ける者になっております。

農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定によって、9番委員は、議事に参与出来ません。従いまして、議事の進行上、「農地法第3条の規定による許可について」の内、「整理番号2」を先に審議し、その後、残りを審議したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声 )

#### 〇議長

はい、ありがとうございます。

それではまず議案第35号「農地法第3条の規定による許可について」の議案説明を、全部通してお願いをいたします。

#### 〇事務局

日程第3、議案第35号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いた します。資料は3ページから4ページです。

今月は所有権移転2件、賃借権設定2件、合計4件の申請がありました。

1番です。下西校区下石寺地区です。現況地目畑の1筆で、面積669平米を賃借により2年間借り受けるものです。

2番です。国上校区中目地区です。現況地目畑の1筆で、面積1,322平米を 賃借により5年間借り受けるものです。

3番です。榕城校区中野地区です。現況地目畑の1筆で、面積932平米を、売

買により所有権移転するものです。

4番です。住吉校区形之山及び深川地区です。すいません。これは、資料の修正がありまして、資料発送後の22日に、所在、地番の、2、3、4、8行目を取り下げる申請がありましたので、この4筆については、削除していただきたいと思います。結果、現況地目田の4筆で、面積2,295平米を、贈与により所有権移転するものです。

以上で説明終わります。

# 〇議長

ありがとうございました。

それでは、整理番号2番において、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」 の規定によって、9番委員の退出をお願いいたします。

( 9番委員退室 )

# 〇議長

それでは、担当委員の報告を整理番号2について3番委員、お願いいたします。

# 〇3番委員

3番です。整理番号2番について報告いたします。

8月20日に、借り人立会いのもと、担当推進委員と現地確認調査を行いました。

現地は、国上小学校より南西に位置する1つ大きな谷を越えた高い場所にあります。少し坂を下れば、西浦という海岸が見えるところです。3年くらい前まで、貸し人の親戚がスナップエンドウ等を作付けしていたそうです。

借り人は、地域では、指導的なリーダーで、いろいろな作物に、熱心に取り組んでいる農家です。農業機械も揃っており、申し分ありません。既に現地はきれいに整備されて、バナナを植える予定だそうです。

また、貸し人は、鹿児島県霧島市在住の土地持ち非農家です。貸し人とは、電話にて確認をしております。

以上、確認の結果、許可相当と考えます。どうぞよろしくお願いします。

### 〇議長

ありがとうございました。

ただいま、担当委員のほうから報告がございました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いをいたします。

( 挙手なし )

#### 〇議長

無いようですので、ただいまから、議案第35号、「整理番号2」の採決をいた します。原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 全員举手 )

#### 〇議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、議案第35号の2番は、原案のとおり承認することに 決定をいたしました。

9番委員の入室をお願いします。

### ( 9番委員入室 )

# 〇議長

続きまして、同議案第35号のうち、整理番号2番以外について、担当委員の報告をお願いいたします。まず整理番号1について、2番委員、お願いします。

# 〇2番委員

2番です。3条申請許可について整理番号1を報告いたします。

8月24日、午後3時半より、本人立会いのもと、担当推進委員とともに、現地 確認を行いました。

申請地は、下石寺地区のからいも神社から農道を上がった道路そばの圃場になります。現在圃場は、でん粉用サツマイモが、植付けされておりました。

借り人は、現和校区在住で、経営技術、機械等何ら申し分ない担い手農家です。 貸し人は、神奈川県在住の土地持ち非農家で、2年前に父親が亡くなり、圃場の 相続をしたので今回の申請になったそうです。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

### 〇議長

ありがとうございました。続いて整理番号3を5番委員お願いいたします。

# 〇5番委員

5番です。整理番号3について説明いたします。

譲渡人は中野出身ですが、県外に長く在住している土地持ち非農家です。

譲受人は市内在住の農家です。この2人はいとこ同士ということです。

現地は、8月10日に合同現地調査がありまして、そのときに、車を止めた駐車場が現地でして、中原推進委員とともに現地の下見はしております。

調査票が来てから、22日に電話にて双方に聞き取りを行ったところです。

現地は家と宅地と、園畑、その隣が竹山、モウソウダケの山で、譲渡人が帰ってくることもないので、この一括して全部処分するということで、種子島に唯一いる譲受人に売ることになったということです。

以前おじが作っていたブドウの棚がそのままあるので、時計草を作りたいなという譲受人の意向でした。問題ないと思います。よろしくお願いします。

#### 〇議長

ありがとうございました。続いて整理番号4を13番委員お願いいたします。

#### O13番委員

13番委員です。整理番号4について説明をいたします。

8月22日、譲受人及び担当推進委員立会いのもと、現地調査を実施いたしました。

譲受人は、住吉深川在住の兼業農家で、譲渡人とは親子関係でございます。

これまで主に親が農業を営んできましたが、高齢のため、今後は、譲受人が主となって農業していくということで今回の申請となりました。

先ほど事務局より説明がありましたとおり、8筆のうち4筆を取下げましたので、残りの4筆については、荒れないように野菜を作って管理をしていきたいということでございます。機械も揃っており、弟さんと一緒にやっていくそうですので、何ら問題ないと思います。以上です。

# 〇議長

ありがとうございました。ただいま担当委員のほうから報告説明がありました。 この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いをいたします。

# 〇8番委員

はい、2点だけお願いします。8番委員です。

まず1番目の契約の期間ですけれども、2年間ということでちょっと短いと思うのですが、何か特別な理由があるのかということと、今しがた報告見て4番の、この4筆の取下げについて贈与という形になっているんですけど、取下げたということで、この取下げた分の畑の管理は、持ち主の本人がされるのか息子がされるのか。お願いします。

# 〇2番委員

2番です。整理番号1番について、その契約期間ですが、もともと5年借りるつもりで3年前から借りているそうで、今回、相続の手続になったときにもう残り2年ということで、取りあえずそれは変えないという形で聞いています。以上です。

# 〇13番委員

13番です。4番についてですが、取下げた分については、実は私たちも現況を確認しておりまして、3条にふさわしくないという状況で、非農地に近い状況だったことから、非農地証明に申請を変えたほうがいいではないかという話を本人にはしています。今回の名義変更も踏まえて、管理の仕方を整理していくというところでございます。以上です。

# 〇議長

よろしいですか。ほかに。

( 挙手なし )

### 〇議長

無いようですので、それでは、議案第35号「農地法第3条の規定による許可について」のうち整理番号2以外の採決を行います。許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

#### 〇議長

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、議案第35号「農地法第3条の規定による許可について」のうち、2番以外について、許可することに決定をいたしました。

#### 〇議長

続きまして日程第4、議案第36号「非農地証明について」を議題といたしま す。事務局、議案の説明をお願いいたします。

### 〇事務局

日程第4、議案第36号「非農地証明について」を説明いたします。資料は5ページから6ページになります。

1番です。榕城校区中野地区及び岳之田地区です。中野地区、台帳地目は畑ですが、平成25年頃から耕作せず、現在は原野となっております。交付基準1の (イ)に基づいた申請となります。 続きまして岳之田地区です。岳之田地区は3筆ありまして、台帳地目は、田となっておりますが、これも平成25年頃から耕作せず、現在は原野となっておるところです。交付基準1の(イ)に基づいた申請となります。

続きまして2番です。住吉校区下能野地区です。台帳地目は畑ですが、平成14年頃から耕作されておらず、現在は原野となっております。交付基準1(イ)に基づいた申請です。

3番です。住吉校区の深川地区です。台帳地目は田ですが、昭和57年頃から耕作せず、現在は山林となっております。交付基準1の(イ)に基づいた申請です。

4番です。同じく住吉の深川地区になります。台帳地目は田ですが、平成15年頃から耕作せず、現在は宅地となっております。交付基準2に基づいた申請です。 以上で説明を終わります。

# 〇議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。

この件につきましては10日に現地調査が行われております。調査員の皆様お疲れさまでした。調査委員長の報告をお願いいたします。

# 〇11番委員

11番です。

非農地証明について整理番号1番について、説明をします。

10日に、事務局1名、調査員2名、担当委員、推進委員、立会人の6名で、現地調査をしました。

申請地は、先ほど3条のほうに上がってきた整理番号3番の申請人ということであります。先ほど説明もありましたけれども、申請地は1段目と2段目になります。

榕城中野の明朗幼稚園近くの農地で、スライドを見てのとおりの場所になります。平成25年頃から耕作をせず、現況竹藪となっております。農地に続く道も狭くて、軽自動車が何とか通れる道幅になります。

このような状況から交付基準1の(イ)に該当しますので、非農地として許可相当と思います。

次の3段目と4段目が榕城岳之田の田で、焼酎工場から裏道に入り込んだところになります。平成25年頃から耕作しておらず、現在原野になっております。

この田は、8年ほど前にあっせんで「貸したい」という内容で上がっていて、現在まで借手がなく、この申請になったようです。借手が出てこない理由として、水をとる取水口から田んぼまでの距離が長くて、300か400メートルぐらいあるような話で、水の便が悪いということでした。

このような状況であり、交付基準1の(イ)に該当することから、非農地として 許可相当と思います。

次の5段目、1番目の5段目です。5段目はこの3、4段目の農地の近くにある田で、河川工事の後に残った残地であるということで、大きな雑木も生えており、またダンチクも生い茂っておりました。

そのスライドは、雑木のスライドはないのかな。左下のあの状況で雑木も大きなのが生えておるという状況でした。

続いて、整理番号2番について説明します。

こちらも同様6名で現地調査をしました。

申請地は、住吉能野で、国道から山手のほうに上がったところの、道路下にある畑で、平成14年頃から耕作せず、現況は原野となっておりました。

この農地に下がる道も非常に急勾配になっており、人がやっと降りていける下り口でした。当然、耕耘機、機械類ももう入れない所であります。

このような状況の農地でありますし、交付基準1の(イ)に該当しますので、許可相当と思います。

続いて、整理番号3番について説明します。

こちらも同様6名で調査をしました。

申請地は、住吉深川の国道から少し山側に入った田で、昭和57年頃から耕作せず、現在山林、竹薮となっております。昔から石もかなり多く出て、農地には適していなかったという話もありました。

このような状況でありますので交付基準1の(イ)に該当するということで、許可相当と思います。

続いて、整理番号4番について説明します。

こちらも同様6名で現地調査をしました。

申請地は、住吉深川の国道沿いにある田で、整理番号3番の申請地の近くにあります。現在は宅地になっておりまして、平成15年頃、国道が広げられた折に、以前建っていたところより少し山側のほうに建てられたようです。建ててからおおむね20年経過しており、交付基準2に該当しているということで、許可相当と思います。

以上、8筆の審議をよろしくお願いします。

### 〇議長

ありがとうございました。

非常に案件が多ございますけれども、ただいま調査委員長のほうから報告がありました。この件につきまして、担当委員のほうから補足説明がありましたらお願いします。

整理番号1番を5番委員お願いします。

# 〇5番委員

5番です。整理番号1の土地ですが、調査委員長の説明どおりです。よろしくお願いします。

#### 〇議長

ありがとうございました。続いて整理番号2、3、4を7番委員、お願いします。

### 〇7番委員

7番です。2番、3番、4番まとめて報告いたします。調査委員長の報告のとおりであり、許可相当と考えます。

#### 〇議長

ありがとうございました。ただいま調査委員長並びに担当委員のほうから、報告 説明がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら、挙手でお 願いいたします。

# 〇8番委員

すみません、8番です。整理番号1の3番目と4番目の写真をもう1回見せても らっていいですか。3番目と4番目。整理番号1の3と4。

ありがとうございます。

写真が小さくてよく分かりにくいですが、あとは調査委員の方々の判断だと思いますが、この案件とほかに出てきた案件の状況というのがあからさまに違うものですから、ほかに案件は、もう雑木が生い茂ってもう手をつけようがないという形ですが、この案件はまだ、面積にして隣同士ということで、3反5畝ぐらいありますけれども、草丈がどのくらいあって、特に水の取り入れが難しいということで、水田としては駄目だということをおっしゃっています。

逆に言うと畑としてはどうなのかっていうこともあります。特別なよっぽどの理由があってのことであれば別に構わないと思いますが、これまでの案件でこのような畑は、多分、多数出てきたような気がしますけれども、あからさまにほかの状況と違うところがあれば説明をお願いします。なぜここは非農地にするべきなのかっていうことも、改めて補足をお願いします。

# 〇11番委員

11番です。先ほど説明したとおり8年前にも「貸したい」ということで、あっせんの申請を上げていましたが、岳之田に住む住民つまり近くに住んでいる人さえ借りる人が、いなかったわけです。それで、すぐ借り手もいなかったと。8年前もそういう状況になっているということで、農地としては、無理なのかなとそういう判断をしました。

### 〇8番委員

近くには人家もあってですよ、ここを放置して、いずれも雑木が生えて荒れ地になっていくということになると思いますけども、景観的に草の丈はどのくらいですか?

#### O11番委員

草丈は、多分胸ぐらいだったと思います。要するにその入り込んだ道路の下のほうにあって、川のすぐ横という感じで県道と川を挟んだ反対側という場所になります。

### 〇5番委員

5番です。自分の担当地域ですが、8年前にもあったかもしれませんが、今年の 初めから昨年末かにもう申請が上がっていて、自分たちも借手を探したのですが、 なかなか地元の人も「あそこはなあ」という感じで、借り手がいませんでした。そ れで畑にすればと思うのですが、もともと田なもので、枚数が多いです。

よく見れば分かると思いますが、段々になって何枚もあって、すすきが結構生い 茂っています。で、土手下はぬかると、そういう条件で、誰か一枚についてくれれ ば牧草を作る人はいるかもしれないですが、現況では、厳しいです。

それで、岳之田の上の清流峡の下の最初の家のところに井手がありまして、そこから田まで何百メートルもあります。最初の1枚目の人が、今、水利を使っているだけで、その下は、下の小さな団地にもずっと行っているのですが、そこから下は

もう全然、保守管理も裾払いももう何十年もしてないという状況の中で、借手がいなかったということです。所詮田んぼは、田んぼなんです。雨が降れば水に浸かるし、ぬかるしということで、やっぱり、畑作は、勾配つけないと向かないということだと思います。以上です。

# 〇議長

ほかにございませんか。

# ( 挙手なし )

それでは、これから議案第36号「非農地証明について」の採決をいたします。 ただいまの質疑等を踏まえて、許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたしま す。

(全員挙手)

# 〇議長

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、本案を許可することに決定 をいたしました。

続きまして、日程第5、議案第37号「あっせんについて」を議題といたしま す。事務局説明をお願いいたします。

#### 〇事務局

日程第5、議案第37号「あっせんについて」を説明いたします。資料は7ページになります。

1番です。「貸したい」の申し出です。場所は榕城校区竹鶴地区です。耕作していただければ、賃料は要らないとのことです。あっせん委員につきましては、4番、脇田峰生委員と5番、日笠山隆委員にお願いいたします。

2番です。「貸したい」の申し出です。場所は、国上校区上之古田地区です。 賃料は、10 アール当たり 9 , 000 円、期間は 10 年間を希望とのことです。 あっせん委員につきましては、3 番中村逸夫委員と、9 番河本アツミ委員にお願いいたします。

以上で説明を終わります。

#### 〇議長

ありがとうございました。あっせんについて事務局のほうから説明がありました。何か質問、質疑等ありましたら挙手でお願いします。

#### 〇8番委員

先ほどの事案もそうですが8年前も「貸したい」という事案が出たというで、このあっせんについてやはり厳しいところでなかなか借手が見つからない状況です。しいて言えば「農業委員会だより」ってもう年に数回しか発行されません。できるかも分からないのですが、「広報市政の窓」に農業委員会のちょっと枠でも設けていただいて、あっせんという形で農地の紹介をして借手はいませんかというような方法もありかなとは思うのですけれども、なかなか今から先も人口も減って子供たちも少なくなって、こういう案件がもう多分出てくる可能性が大だと思いますので、そこの有効活用が何とか出来ないかちょっとお願いをしてみたらと思うのですけども、どうでしょう。

#### 〇議長

そうですね、非常に貴重な意見かと思います。個人情報は伏せて、必要な方は、 事務局まで電話をくださいっていうような形で、何かできるようであれば、事務局 のほうで、総務課とも相談をしながら、検討していただけたらと思いますよろしい でしょうか。

# 〇事務局

今後検討していきたいと考えます。

# 〇議長

他に無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくお願いをいたします。本当にこのあっせんっていうのはなかなか借りる人がいないっていうことで、あっせんに上がってくるところが多いですので、なかなか大変なんですけれども、今度のところもちょっと霜が下りるような感じの場所でもありますので、私も委員になっておりますので、日笠山委員と協力をして探してみたいと思います。

#### 〇議長

それでは続きまして、日程第6、議案第38号「農地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。事務局説明お願いします。

# 〇事務局

日程第6、議案第38号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明 いたします。

まず、利用権の設定についてです。8ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年9月1日から令和9年8月31日までの5年間。地目畑、面積13,433平米、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。内訳につきましては9ページを、詳細につきましては、10ページから11ページを御覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。

まず初めに、所有者から県地域振興公社への利用権設定を説明いたします。12ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年9月1日から令和9年8月31日までの5年間、地 目畑、面積8,921平米、利用権の設定をする者。2人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和4年9月1日から令和14年8月31日までの10年間、地目畑、面積25,080平米、利用権の設定をする者8人、受ける者1人です。

内訳につきましては13ページを、詳細につきましては、14ページから23ページを御覧ください。

続きまして、県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明いたします。 2 4 ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年9月1日から令和9年8月31日までの5年間、地 目畑、面積8,921平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和4年9月1日から令和14年8月31日までの10年間、地目畑、面積25,080平米、利用権の設定をする者1人、受ける者7人です。

内訳につきましては、25ページを、詳細につきましては、26ページから33

ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

# 〇議長

ありがとうございました。それでは担当委員の報告をお願いします。利用権設定 整理番号1番について2番委員報告をお願いいたします。

# 〇2番委員

2番です。整理番号1について報告いたします。

8月24日午後3時より、本人立会いのもと、担当推進委員とともに現地確認を 行いました。

申請地は、下石寺地区の農道の脇にある5か所の圃場になります。

貸し人は、先ほど3条申請でも報告した方と同じで、神奈川県在住の土地持ち非農家の方になります。

借り人は、何年も前から圃場を使用しており、相続により今回の申請になったとのことでした。

現在圃場は、サツマイモやサトウキビを植えつけられていました。

借り人は、認定農業者であり、経営技術を何ら申し分ないと思います。

双方確認の結果、申請どおり間違いありませんでしたので、許可相当と考えます。

# 〇議長

続きまして整理番号2について3番委員、お願いいたします。

# 〇3番委員

3番です。農用地利用集積計画策定に係る現地確認調査について報告いたしま す。

8月20日、借り人、推進委員立会いのもと、現地確認調査を行いました。 この農地も、2、3年前まで、親戚の農家が耕作していたそうです。

現地は、国上寺之門の西側に位置し、少し坂を下れば上之古田漁港につながる道沿いの高い場所で、霜も下りず風も当たらずです。

現地は、既に、借り人によって耕作されており、きれいに整地がされておりました。

借り人は、国上白石在住の認定農家です。農業機械も揃っております。

貸し人は、先ほどの3条申請でも出ましたが、鹿児島県霧島市の土地持ち非農家の方で、確認はとれております。

以上、報告のとおり、許可相当と考えます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 〇議長

ありがとうございました。ただいま、担当委員のほうから報告がありました。この件につきまして、皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いをいたします。 ( 挙手なし )

### 〇議長

無いようですので、これから議案第38号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

# (全員挙手)

# 〇議長

ありがとうございます。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

### 〇議長

続きまして日程第7ですが、日程第7と日程第8、これは関連性がありますので、議事の進行上、日程第7の議案第39号と日程第8の議案第40号を一緒に提案審議をして、それぞれ採決をしたいと思います。

御異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声 )

# 〇議長

はい、それでは、議案第39号「西之表市農業委員会会議規程の一部改正について」と議案第40号「西之表市農業委員会傍聴規程の制定について」を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

# 〇事務局

日程第7、議案第39号「西之表市農業委員会会議規程の一部改正について」を 説明いたします。34ページを御覧ください。

議案の提案理由としましては、現行の西之表市農業委員会会議規程において、傍聴人の規定しかなく、傍聴における詳細を別で定める為に、一部改正するものです。

35ページの新旧対照表を御覧ください。左側が改正後、右側が改正前となります。

まず、見出しの「傍聴人」を「傍聴」に改めます。続きまして、第11条第1項の「傍聴人は、定められた場所以外の場所に入ってはならない。」を「総会の傍聴に関し必要な事項は別に定める。」に改め、第2項から第5項までを削除します。以上で、議案第39号の説明を終わります。

続きまして日程第8、議案第40号「西之表市農業委員会傍聴規程の制定について」を説明いたします。39ページから41ページを御覧ください。

議案の提出理由としましては、先ほど説明した西之表市農業委員会会議規程第1 1条を改正したことに伴い、西之表市農業委員会傍聴規程を制定するものです。 規定を読んで、説明に代えさせていただきます。

( 西之表市農業委員会傍聴規程を読む ) 以上で説明を終わります。

#### 〇議長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。ただいまの説明に対して御意見等ございましたら、挙手でお願いをいたします。

### 〇8番委員

1点だけお願いします。なぜこのタイミングでこの傍聴の案件が出てきたか、意図的なものがあるのか、ちょっと教えていただきたいのですけれど。

#### 〇事務局

今まで規定されてなかったので、改めてこれを規定したほうが適当だと判断した ためです。

# 〇8番委員

はい、ありがとうございます。今聞いたのは、実は今話題になっている馬毛島問題の官舎の位置なのですけれども、タバコ乾燥機のある乾燥場があるところ、あそこに農地があるということで、その農地のことがいつになるか分からないのですけども官舎の話が進むにつれて、農業委員会に出てくるという可能性がもうマスコミには出ています。

協議がなされるときにマスコミが入る可能性があるということでのことかなというふうにちょっと勘ぐったのですけれども、そうじゃないということで、その可能性も含めてですよ。農業委員会の審議に関して、ものすごく農地に関わることですから、個人情報が物すごく多いということをまず危惧しなければいけない。先ほど農地の荒廃農地とかの説明で、スライドを使うのですけれども、あれも個人情報に入ってくるということで、非常にやり方が厳しくなるのではないかなというふうに危惧をするところです。そこら辺も含めて、こういう事案が出てくる可能性があるということを認識した上で、個人情報の取扱いをとるようにこの委員会の中で話をしていくかということもまた、徐々に協議をしておかなければならないのではないかなというふうに思っての提言をいたします。

# 〇事務局

8番委員の件ですが、農業委員の総会資料では、全て個人情報が出ていますので、傍聴人に関しての資料に関しては、日程表のみをお配りする考えであります。情報を何か黒塗りでして出しているところもあるみたいですけれども、時間と手間がかかるということで、今のところ日程表で対応しようと考えておるところです。その総会の進め方についても、今は、スクリーンで、情報を出していますけど、傍聴人がいた場合は、「配付資料のとおりです。」という形になるのかなと、今は思っているところです。そこはまだ、局長とも協議をした形で、会議の進め方を決めていきたいとは考えています。

個人情報に関しては十分留意しながら、総会の進行をしたいと考えております。 以上です。

# 〇8番委員

当日にならないと、傍聴人が来るか来ないか分からないというのであれば、これを使うか使わないかっていうのであれば、モニターの画面を使わなくても、調査委員が持っている資料でも構わないので、あれを全部委員にいただければ、現地は分かります。

### 〇議長

そうですね、本当に今までの会議では、説明のときに、ここに書いてありますので、あんまり細かく、どこから上がったところでというのはもう避けていただいて、場所が特定できるという情報は、ないほうがいい、書類上ちょっと残ることがありますので、パソコンを通して、皆さんの意見は、全てここに、記録されます。で、後で、個人名が出た場合はAさんBさんというふうに置き換えますけれども、極力、特定できるような発言は避けていただくと、していただければと思いま

す。本当に最近個人情報というのが非常に保護をされておりますので、この辺は大 事に取り扱っていただきたいと思います。

# 〇5番委員

第7条で「命令に従わないときは、議長は、制止し、強制的に退去させることができる」というのは、議長が1人ですることで、ほかの委員は、ただ見ているだけなのかとか、例えば、情報通信機器を使用しないとかってありますが、この議場の遮音性というのか、議事参与で外に出ても、そのまま聞こえている状況の中で、規定してちゃんとなるのかとか、思うのですがいかがなものでしょう。

# 〇事務局

この規程に関しては、やはりここに提示しておかないと効力がないと思いますので、それで、ただ傍聴人の行動に関しては、総会中も事務局でしっかり把握しながら進めたいとは考えております。

情報、漏れているということですが、音声データは出さないということになっていて、議事録だけで対応するということです。そこは、注意をして見守っていきたいと考えております。

以上です。

# 〇議長

はい、ありがとうございます。議事録が作成されて時点で音声データは破棄されて、議事録だけが残り、対応するということですね。

それと4条の(4)、「異様な服装をしている者」っていうのがありますけれども、この異様な服装っていうのが、例えば、サムライ時代では、洋服を着ていた人は異様な服装だったでしょうし、それこそ20年前まではここまでは異様な服装でなかった、でも、今はここまでは異様な服装でなかったこれも、時代の背景で変わっていくと、思うのですけれどもこのような服装がどこまで異様な服装というのはこの辺難しいですよね。

### 〇事務局

事務局で判断をする形にはなると思いますけれど、余りにも、その奇抜なといいますか、ちょっと、ふさわしくない格好と思われるのであれば、判断したいと考えます。

### 〇議長

なんかね、どこがふさわしくないのかと言われたらまた困ることもありますけれ ど、はい、N委員。

#### ON推進委員

すいませんこの傍聴の農業委員会を傍聴したいっていう意見が、市民の方から上がったのでこういうふうに議案として出たのですか。

### 〇事務局

いや、そういうのもないですけど、今までの規定が、「傍聴人は」ということしかなかったので、そこをきっちり、規定していたほうがいいのではないかという考えでしたところです。

# ON推進委員

そうしたら防災無線で市の議会を傍聴される方はどうのこうのっていうのが流れ

ますよ、農業委員会も流すのですか。

# 〇事務局

防災無線で「農業委員の定例総会を傍聴出来ます。」っていう形では今放送する 予定はないです。

# OFT推進委員

今の傍聴をイメージすると。結局総会の中の、今のような状況で受け入れるということでしょ。そうすると、傍聴席はどういうふうな形で配置するのですか。そうした場合に、その人数の云々と書いてありますが、タカが知れていると思うのですよね。全部受け入れるのではなくて、ある程度何人かということを想定したことも含めて考えていくべきじゃないかなと思ったりするのですが、そこらあたりどうですか

# 〇事務局

はい。確かに、いつも総会開いているこの会議室の広さとかもありますし、もし 傍聴人が来られたときに、どういう配置でするのかというのも、これと同時に、考 えていかなきゃならないなとは考えております。限られたスペースですので、そん なに多くの人数というのはちょっと難しいかもしれませんけど、事務局としてはで きるだけ対応できる形で進めたいと思います。

# 〇議長

当然、今のこのやり方では人数的に場所がほとんどないですので、多分この机の 並べ方も当然変わってくると思います。

はい、NMさん。

# ONM推進委員

この規程ですけれども、先ほどちょっと話もありましたが、個人情報に関する件で、我々の中では、守秘義務というのを徹底して、議長さん、それから事務局等々から事あるごとに、その徹底について話があり、お互いそういう認識で確認をしているところですけれども、傍聴をされる方の、いわゆる守秘義務の徹底、それについて、何か御誓約書みたいな簡単なそういうものも準備しておく必要はないのか。それでもって、どの程度徹底ができるのか分かりませんけれども、少なくとも、そういった形は必要なのかなというふうに思います。

それから、もう一点ですけれども、その傍聴の受付が、総会前までにというふうになっているようですけれども、会場の準備とか、場合によっては自分たちの対応の準備がある場合もあるかもしれません。今のような映像の設営等々その総会が始まる前、直前じゃなくて、ある程度日にちを空けたりとか、時間を空けたりして、一定の余裕を持って、その傍聴は受け付けるという必要はないのかなあというふうに思うところです。

以上2点です。

#### 〇議長

事務局今答えられますか。

#### 〇事務局

すいません。

### 〇議長

当然のことで、今現在杉議員、市役所の市議会の傍聴の場合は何か。

# 〇8番委員

議会はもう傍聴席というのはもう完全に2階に控えられて、だから、1番ここで 重要なのはもう傍聴者はもう5人なら5人と10人なら10人と制限さえすれば、 もう最初からそこに席をとっておきさえすれば、1番分かりやすいのかなというふ うに思います。守秘義務の話も出ましたけれども、もちろんそれはもう大事なこと だと思いますよね。住所と電話番号と名前を明記して、入室をしてもらうというこ とに、議会はしていますから、そういう形式がとれるかなとは思います。

# 〇議長

当然守秘義務のことも出てきますね。傍聴のときに、知り得た情報は漏らさないと、これはどうしても、やってもらう必要がありますので、よろしくお願いします。

ほかに何か。

# 〇3番委員

この規程は、昭和34年に施行すると最初ありますが、もう60年は経っている わけですけども、それこそ、この34年代とかそういう時代に、施行された時代に 例えば、傍聴に来るようなことがあったのか、過去に傍聴に来るような記録が残さ れているのでしょうか。

# 〇事務局

過去に傍聴人がいたかっていうのは、私今手持ちに資料がないので、何ともお答 え出来ない部分があります。確認させてもらいたいと思います。

### 〇議長

これもさっき言おうかと思ったのですけれども、昭和34年に出来た規程がそのまま使われているということもあって、これも整備しないといけないということもあって、今回に至ったということもあります。本当に、最初農業委員会が出来たのが昭和34年ぐらいかな、そのときの法律のままきているみたいですので、その辺も一つは、あるということです。

ほかに。

# 〇〇推進委員

今の傍聴人の件で、いろいろと危害を加えるような人たちが来るのではないかっていうような感じですけれども、そうした場合、議長が強制的に排除できると書いてあるのですけども、こうなればもう警備員を配置するような感じにならないと、自分たちはそういう体力もあるわけじゃないので、ケガとか、何が起きるか分からない状態で、総会が始まる1時間前に誰が来るか、傍聴人が来て何かあったら議長1人で事が納められるのか、先ほど日笠山さんが言ったように、ここら辺のところまでで言えば、警備まで付けなければいけないような状態になってくると思いますけど、悪い人が悪い格好してくるわけないと思うので、やろうと思ったら普通の格好で来ると思うのですけど、どうでしょうか。

#### 〇事務局

すいませんその警備員のところまでは想定してなかったです。

### ONM推進委員

ちょっといいですか、関連ですけど、これって、警察への要請というのかな、そ ういう場合の、そこはできるのでしょうか、どうなのでしょうか。

議長の判断で、それができるのであれば、場合によってはそういうことも想定しておいてもいいのかなというふうに思いますけど、以上です。

# OK推進委員

すいません、今の意見についてですけども、議会とか委員会を傍聴に来たいという人は、結構良識のある人だと思うので、そういう行動に出る危険性はあんまり疑うべきではないのではないかと思うのですけれども、そこら辺を考えてやってしまうと、何の会も出来なくなると思います。そこら辺もちょっと含みをしてもらいたいと思います。

# 〇議長

実際に今、市議会で、傍聴をやっているわけですけれども、そういうことがある かどうかというのをちょっと8番委員に聞いてみたかったのですけれども。

# 〇8番委員

基本ですね議会は、傍聴者を入室させるときには今コロナ禍なので、検温を必ずします。検温をして1対1で、そこに住所と名前を書いてもらって、大きな荷物は、もうそこに置いていくようにしています。体ひとつ、持つ物は余りないという形での傍聴席への入室となります。

もし、委員会に傍聴者が来るとすれば必ずやはり、熱を測って名簿に記入させ事務局がそこに居て、様子を見て、大きな荷物があるとすれば、手荷物はここに置いてくださいよと貴重品だけ持ってくださいっていう形になろうかと思います。

議会でもそうですし、多分、何か有事があってということで、想定しだしたらきりがなくなるんで、先ほど言ったように、見知らぬどこの誰か分からないような、初めて見るような、農業には関係ないでしょうみたいな方が来れば、そこはもう事務局がストップするはずです。

### 〇議長

そうですね本当に皆さんから出された意見は、基本として、また調整をしていた だければと思います。

#### 〇7番委員

さっき出たことですけれども、受付の時間についてです。傍聴人が来た場合、いろんな判断が必要かとも思います。会を開くまでの間に準備とかいろんな可能性があります。事務局としては、ある程度決めておかないといけないと思います。受付時間が、総会の開始前までというのはちょっと難しいと思います。余裕を持って設定しないと、事務局の準備とか必要だと思います。せめて1時間前とかにしたどうでしょうか。

### 〇議長

そうですね。ここはちょっと変えた方がいいかと思います。

#### 〇7番委員

制限人数も考えた方がいいと思います。

# 〇議長

この辺はまた検討し、もう日にちも迫っておりますので、その辺は検討していき

たいと思います。

# 〇8番委員

早めに検討してください。

# 〇9番委員

今、コロナの状態で、喚起するためにドアを開けていますよね。会議中も。そう すれば、部屋に入らなくても前に立っていたら全部聞こえると思います。問題はな いのですか。

# 〇議長

傍聴っていうことですので、その辺は席を設けて、そこに座れる人数だけが、入ってもらうと、でも受付で例えば8番委員が言われたように10人なら10人、人数を起こした人はもう傍聴は出来ませんということで、断って帰ってもらうというような方法をとれば、この廊下で傍聴というのはあり得ないと思います。

# 〇9番委員

傍聴をしなくても、外に立っていたら聞こえるということです。

#### 〇議長

いやそれは分かりますけれども、その辺はちゃんと、対応していただきたいと思います。

# 〇5番委員

すいません、5番ですけども、例えば今のとはちょっと変わるのですけど、この 案件で、例えば自分の土地が審議されるとかいうときに持ち主や関係者が、審議を 傍聴に来ることも、あり得るのですかね。どうなのでしょう。

今まで自分が農業委員になってから、傍聴は一度もないのですけど、今から先は どうなるか分からないので、聞いてみたところです。

# 〇8番委員

いいですか、逆に言えば、そういう方々を拒む理由はないのですよ。

要するにこの出てくる案件に出てくる方に、「今日は出る案件だから来ないでください」ということも言えません。拒むことはないのだけれども、それだけ農業委員の方々が、慎重に言葉を選んで、しなければならなくなる可能性が大だということです。要するにそれだけ慎重審議をしなければ、来られた方が納得するようにしなければならないことになるのではないですかね。

#### 〇議長

現在、議事で採決をして通らなかった案件は、それなりにちゃんと皆さんから質疑があって、それをみんなで考えた結果、「承認」、「不承認」となったということです。みんなで協議した結果ですので、これは、誰がいつ傍聴に来ても、ちゃんとやっていれば、それはもう問題ないと思います。今まで同様に皆さんから、「これはどうかなあ」というところはちゃんと挙手で質問をしていただいて、協議をしていれば、納得していただけると思いますので、よろしくお願いします。

ほかに。

#### 〇3番委員

いいですか。たまたま、事務局が、今回こういうふうな農業委員会の傍聴というこの議案を改正したり、制定したりで、話がすごく膨らみましたけれども、せっか

くですので、全国の各市町村に農業委員会がありますので、傍聴をしたところがあるのか1か月も2か月もあれば、事務局のほうで、調べられると思いますので、もし、定期的に必ずその傍聴に来られるような農業委員会がありますよっていう例がもし出てくれば、どういうふうな形で農業委員会を運営したり進めているのかなというのを調査することもいいのではないかと思います。どうでしょうか。

### 〇事務局

はい。ちょっと調べてみます。

### 〇議長

9月1日からですよ、もうあしたあさって始まります。

# 〇事務局

その辺に関してはちょっと、インターネットで確認はしたいと思います。ほかの 市町村で、実際、傍聴に来られた方がいらっしゃるのかどうかとか、その運営の仕 方、もしあったらその運営の仕方とかっていうのもちょっと確認はしたいと思いま す。

# 〇議長

この条文自体が、いろんな農業委員会の傍聴規程を見本にして作成しています。 また、これは不都合があるなっていうのは総会で決定すればこれは変えることは 出来ますので、今日出されたこれで、採決のほうまでいきたいと思います。

ほかに皆さんのほうから何かありませんか。

( 挙手無し )

# 〇議長

はい、無いようですので、議案第39号と議案第40号、それぞれ別々に採決をいたします。

まず、議案第39号「西之表市農業委員会会議規程の一部改正について」の採決を行います。 原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

#### 〇議長

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、本案は議案、原案のとおり 承認することに決定をいたしました。

続きまして、議案第40号「西之表市農業委員会傍聴規程の制定について」の採決をします。原案の第2条第2項を「受付時間総会開始1時間前とする。」に修正したものを承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 全員举手 )

### 〇議長

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、本案は原案の第 2 条第 2 項を「受付時間総会開始 1 時間前とする。」に修正したものを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。

会	長	 印
2 番 委	負	 印
	_	
3 番 委	貝	 印